

# 一般社団法人日本看護倫理学会 代議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第3項に定める代議員選挙について定める。

(代議員の選出)

第2条 代議員は、地区別に選出するものとし、選挙権を有する者は所属地区ごとに定められた定数に応じて代議員を選出する。

地区1. 北海道

地区2. 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島

地区3. 千葉, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉

地区4. 東京

地区5. 山梨, 長野, 新潟, 福井, 富山, 石川

地区6. 神奈川, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重

地区7. 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山

地区8. 島根, 鳥取, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知

地区9. 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

2 代議員の定数は、次のように定める。

(1) 正会員20人に1人とし、端数は四捨五入とする。

(2) 正会員数が1,200名に達するまでは原則60名を選出する。

(3) 地区別の代議員の定数比率は、理事会の決議を経て決定する。

3 定款第5条第7項に基づき、代議員の数が55名未満となった場合、直前の代議員選挙の次点者を補欠として補充するものとする。当該次点者が辞退した場合は、次点の者を繰り上げるものとする。

(選挙方法)

第3条 代議員選挙は郵送により行い、投票用紙、投票用紙入れ密封封筒及び返送用封筒を各選挙人に配布し、定められた投票締切日迄に投票を完了するよう文書で徹底周知させる。ただし、有効性と安全性が確保されたと理事会が認めた場合には、選挙方法を電子システムによるものに換えることができる。

2 選挙は、無記名投票により行う。

(選挙権)

第4条 正会員は、選挙権を有する。ただし、選挙人名簿作成時の年度の会費を完納していない正会員は除くものとする。

(被選挙権)

第5条 入会年度を含めて2年以上を経過し、第4条に該当する会員は、被選挙権を有する。

(運営)

第6条 投票は選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）が管理する。

- 2 管理委員会は現理事会が正会員の中から委嘱した選挙管理委員3名によって組織する。
- 3 管理委員は互選によって委員長を定める。
- 4 管理委員は、選挙権及び被選挙権を有する。
- 5 管理委員会は、投票の運営の補助のために投票の守秘についての誓約書を交わした補助者を置くことができる。

(選挙期日)

第7条 選挙期日は、管理委員会で決定し、本学会誌掲載その他の方法で告示しなければならない。

(名簿)

第8条 選挙人名簿及び被選挙人名簿は、管理委員会で作成し、理事会の承認を得る。管理委員会は承認済みの被選挙人名簿を、正会員に公示しなければならない。

(開票)

第9条 開票は管理委員会が行う。

- 2 開票は、本学会誌その他に告示した日までの消印で管理委員会に到着したものについて行う。
- 3 投票の有効無効は、次の通りとする。
  - (1) 正規の投票用紙及び封筒を用いていないものは、無効とする。
  - (2) 返送用封筒に記名のないものは、無効とする。
  - (3) 定められた代議員数を超えて投票したものは、無効とする。
  - (4) 定められた代議員数に満たない場合の投票は、有効とする
  - (5) その他選挙の規程に反するものは、無効とする。

(当選者)

第10条 当選人の決定は、次の通りとする。

- (1) 当選人の決定は、有効投票数の多い順とする。
- (2) 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。

(3) 管理委員会は、選出された者にその旨を通知し、承諾を得る。

(4) 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。

(選挙結果の公開)

第 11 条 管理委員会は、選出された代議員を本学会誌に発表しなければならない。

(細則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

# 一般社団法人日本看護倫理学会 役員候補者選出規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護倫理学会（以下「本学会」とする。）の役員候補者の選出方法について定める。

## (役員候補者の選出)

第2条 代議員は、次期役員候補者を選挙により選出する。ただし、連続2期役員として選任されている者は、役員候補者として選出できない。

- 2 各代議員は5名を投票することにより、理事候補者を選出する。
- 3 各代議員は1名を投票することにより、監事候補者を選出する。

## (選挙方法)

第3条 役員候補者選出選挙は郵送により行い、投票用紙、投票用紙入れ密封封筒及び返送用封筒を各選挙人に配布し、定められた投票締切日迄に投票を完了するよう文書で徹底周知させる。

- 2 選挙は、無記名投票により行う。

## (選挙権)

第4条 選挙人名簿作成時現在の代議員は、選挙権を有する。

## (被選挙権)

第5条 選挙人名簿作成時現在の代議員は、被選挙権を有する。

## (運営)

第6条 投票は選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）が管理する。

- 2 管理委員会は現理事会が正会員の中から委嘱した選挙管理委員3名によって組織する。
- 3 管理委員は互選によって委員長を定める。
- 4 選挙管理委員が代議員として選出された場合は、代わりのものを充てることとする。

## (選挙期日)

第7条 選挙期日は、管理委員会で決定し、本学会誌掲載その他の方法で告示しなければならない。

(名簿)

第 8 条 選挙人名簿及び被選挙人名簿は、管理委員会で作成し、理事会の承認を得る。管理委員会は承認済みの被選挙人名簿を、正会員に公示しなければならない。

(開票)

第 9 条 開票は管理委員会が行う。

2 開票は、本学会誌その他に告示した日までの消印で管理委員会に到着したものについて行う。

3 投票の有効無効は、次の通りとする。

- (1) 正規の投票用紙及び封筒を用いていないものは、無効とする。
- (2) 返送用封筒に記名のないものは、無効とする。
- (3) 定められた理事・監事候補者数を超えて投票したものは、無効とする。
- (4) 定められた理事・監事候補者数に満たない場合の投票は、有効とする。
- (5) その他選挙の規程に反するものは、無効とする。

(当選者)

第 10 条 当選人の決定は、次の通りとする。

- (1) 当選人の決定は、有効投票数の多い順とする。
- (2) 理事候補者、監事候補者の両方に当選した者は、得票数の多いほうの役員候補者として選出し、両方に同数の得票を得た者は、理事候補者として選出する。
- (3) 管理委員会は、選出された者にその旨を通知し、承諾を得る。
- (4) 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることにする。

(理事長候補者の選出)

第 11 条 当選した理事候補者の互選により、理事長候補者を 1 名選出する。

(指名理事候補者の選出)

第 12 条 理事長候補者は第 10 条の当選者とは別に、正会員のうち 2 名以内を次期理事候補者（以下「指名理事候補者」とする。）として総会に推薦することができる。

(選挙結果の公開)

第 13 条 管理委員会は、選出された役員候補者を本学会誌に発表するとともに、理事会及び総会に上程しなければならない。

(細則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

## 一般社団法人日本看護倫理学会 会費規程

### (目 的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

### (会 費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	10,000 円
学生会員	3,000 円
賛助会員	1 口 50,000 円（1 口以上とし、複数口も可能とする）
名誉会員	免除

2 理事会が認めた災害の被害を受けた者については、前項の会費を減免することができる。

### (会費の納期)

第3条 会員は、毎年4月末までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

### (細則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議による。

### 附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

# 一般社団法人日本看護倫理学会 会員総会規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第34条の規定に基づき、会員総会に関し、必要な細則を定めるものとする。

## (構成員)

第2条 会員総会は、一般社団法人日本看護倫理学会（以下「本学会」という。）の全ての会員で構成される。

## (招集)

第3条 会員総会は、理事長が招集する。

## (総会内容)

第4条 会員総会では主に以下の事項を行う。

- (1) 事業計画及び予算の報告
- (2) 事業報告及び決算の報告
- (3) その他

## (細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

## 附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。